

644-80



1200501567574

上海停戦協定の成立と其經緯

昭和七年五月五日
陸軍省調査班

644-80
取扱注意

本内容を此儘他に轉載することは差控へられたし

上海停戦協定の成立と其經緯

目 次

| | |
|---------------|---|
| 停戦交渉の發端 | 一 |
| 聯盟の日支停戦交渉勧誘 | 二 |
| 停戦交渉に對する帝國の方針 | 三 |
| 支那軍の敗退 | 四 |
| 三月四日聯盟總會決議 | 五 |
| 停戦基本協定の討議並其成立 | 六 |
| 正式會議開催 | 七 |
| 日支兩國の主張 | 八 |
| 聯盟繼續委員會の開催 | 九 |



上海停戰協定の成立と其經緯

停戦交渉の發端

二月二十七日夕（即ち上海附近に於ける第二次攻撃にて支那側は多大の打撃を蒙り志氣沮喪しありし時）英國艦隊司令長官「ケリー」提督は、野村第三艦隊司令長官を其旗艦「ケント」號に招待し、其席上「ケリー」提督は、『第十九路軍黃參謀長及顧維鈞の來談に依れば、日本軍にして共同租界に撤退の意志あらば、支那軍も二十糠以外に撤退の意嚮あり、且其中間地帶は中立國の「オブザーバー」を置く』ことの基礎條件に於て、談合を遂げたき趣なるに就ては、成し得れば野村長官に於て、支那側と英國軍艦にて密に會見せられては如何と、申出でがあつた。茲に於て野村長官は松岡洋右氏と共に、翌二月二十八日午後英國旗艦に於て、支那側十九路軍黃參謀長及顧維鈞（羅文幹の私的代表）と會見し「ケリー」提督は「オブザーバー」として列席す、所謂「ケント」艦上の會見とは即ち是である。

上海停戦協定の成立と其經緯

本會見に於ては、支那軍の撤退は二十糠と示さずして事實上二十糠に相當する地點を指示すること、撤退は相互且同時に之を行ひ、日本軍は租界及其擴張道路内に撤退すること、撤退順序、撤退の實行を保障する方法、撤退地域の警察等に關し論議せられたるも、元來本會見は私的會談なるを以て、何等決定を行はず。支那側は顧維鈞より支那政府筋の意嚮を確め、「ケリー」提督を通じて我が方に回答し、又野村中將及松岡氏は本會談の模様を重光公使に傳へ、同公使に於て要すれば在上海陸軍司令官と協議の上、日本政府に稟申し「ケリー」提督を通じ、支那側に通すべきを約した。

二月二十九日夜、支那側は南京政府の同意を経たるものなりとて、英長官を通じ左記停戰提議を申出て來た。

- 一 日支兩軍の相互的且同時撤退
- 二 吳淞及獅子林要塞を、永久的武装解除する問題を出さるべきこと
- 三 兩軍撤退監督の爲、中立國の「オブザーバー」を加へたる共同委員の組織

四 撤退區域は支那官憲統治し、支那警察を使用すること

五 支那軍は真茹に退却し、日本軍は租界及租界擴張道路に撤退す、爾後支那軍は南翔に撤退す、日本軍の船舶への引揚は次の會議に提議す。

右支那側の提議は、「ケント」號上に於ける會談と著しき相違あるので、野村中將は取り敢へず三月二日正午「ケリー」提督に對し、其旨指摘したる文書を交付した。

聯盟の日支停戰交渉勸誘

一方壽府に於ては日支停戰に關し英外相「サイモン」を初め佛、伊、米國代表との間に之が促進につき談合を爲し

二月二十九日公開理事會に於て「ポンクール」議長は上海事件解決の爲

一 上海に於て日支兩國政府及上海に特殊の利益を有する主なる國の代表者を以て、圓卓會議を開き、事件の最終的結著を齎すべきことに、努力することを提議する。

二 日本は何等政治的若は領土的野心を有せず、且上海に專管居留地を造り、或は日

本の獨占的利益を得んとする意志を有せざること。

又支那は上海租界並其住民の危險に對し、保障するに足る取極に依つて、之等地域の安全と保安とを維持するの基礎の上に於て本會議に參加すること。

三 本會議の開催は勿論停戰に關する地方的協定の成立すべきことを前提とし、上海に於ける主要諸國の陸海武官及文官に於て、此停戰協定を作成することに、能ふ限りの努力を與ふべきことを信する。

右趣旨の提案を爲し日支兩國共に之を受諾する所となつた。

帝國政府は右決議を考量し、且「ケント」號上に於ける會見の情況に鑑み、左記の如く方針を確立し支那側と交渉することゝした、固より今後の戰果如何に依り變更せらるべきものではない。

停戰交渉に對する帝國の方針

一 支那側に於て支那軍を上海附近より一定距離現地に於て協定す撤退するに於ては、

一定期間（現地に於て協定す）兩軍間戰鬪行爲を中止し、戰線の現狀を維持すること。戰鬪中止に關する細目は出先官憲に於て協定す。

二 右停戰に關聯し、上海に於て利害關係國代表者より成る圓卓會議を催し、右停戰期

間内に兩國軍隊の離隔並上海附近の平靜維持に關する具體的方法を協定す。

三 兩軍を離隔する爲には、先づ支那側（便衣隊を含む）をして撤退を實行せしめ、之を確認したる後、日本軍は先づ概ね上海、吳淞附近の地區に撤收し、次で事態の平靜となるに伴ひ、逐次上海附近我が陸兵を支那領土外に撤去す。

四 何れか一方が停戰條件に背反せる場合、他の一方は戰鬪再開の權利を有す、停戰期間終了の場合亦同じ。

右方針は三月二日午後九時野村中將、松岡洋右氏同道、英國旗艦「ケント」號に赴き、之を「ケリー」提督に手交し、日本側は停戰に關し何時にも、支那側と會商するの用意ある旨を告げ、翌三日午後一時より支那側と會商することゝなつた。

然るに三日正午過「ケリー」提督より、支那側は南京政府と協議を爲す必要あるにつき、早くも三日夕刻にあらざれば會商困難なる旨申越しあり、遂に其儘開會するに至らなかつた。

支那軍の敗退

此間上海附近に於ては三月一日より日支兩軍間に戰鬪再開せられ、我軍は空、陸相呼應して支那軍に徹底的大打撃を加へ、二日には二月十八日最後通牒要求の二十糠以外の地區に之を擊退し、三日上海派遣軍司令官は「支那軍にして敵對的行動を探らざる限り、暫く軍を現在地に駐めて戰鬪行爲を中止せん」とする旨を中外に聲明し、追撃行動を止め帝國軍の眞價を宣揚した。

壽府に於ては三月一日の我軍の總攻擊の報傳はるや、聯盟の空氣俄かに悪化せんとしたが、三日聯盟總會開催前戰鬪行爲中止の我聲明と共に、空氣大に緩和せられ、翌四日聯盟總會は左の要旨の決議を採擇した。

三月四日聯盟總會決議

- 一 去る二月二十九日理事會に依つて可決せられたる、上海圓卓會議開催の件を要請し、日支兩國政府に對し、兩國軍司令官が既に發したと傳へられる、停戰命令實施を確保する爲、即時必要な手段を執られんことを要請す。
- 二 上海居留地に特別なる利害關係を有する諸國に對し、前記第一項の要請が如何なる方法に依つて實行せられたかを、聯盟に通告することを要求す。
- 三 停戰を具體的ならしめ、且日本軍隊の撤退を規定する協定締結の爲、日支兩國代表は前記上海の居留地に特別なる利害關係を有する諸國と、陸海及其他官憲の助力を得て交渉を開始すべきことを勧める云々。

元來帝國は上海事件に關し、聯盟規約第十五條の適用には反對留保の下に、總會に臨んだのであるが、右決議の趣旨は大體帝國の既定方針に合致して居るので之に同意し、且之が實行の爲、停戰に關し必要な命令を下す等、所要の措置を探ること、せられたのである。帝國は停戰並圓卓會議開催の用意を整へあるに反し、支那側は三月四日聯盟總會決議を

受諾し停戦交渉を行ふ義務を負擔しあるに拘らず、種々口實を設けて交渉開催の機を遷延せしむると共に、他方専ら聯盟總會に於て各種虛構誇大の宣傳を爲して、列國殊に小國側の同情を求め、聯盟を利用して帝國を窮地に陥れんことを劃策し、上海圓卓會議の如きも之を開催するの氣配も見えないので、帝國は暫く之を後廻しとし、先づ停戦協定の進捗を圖るの必要を認め、三月八日夜重光公使は、駐支英國公使「ランブソン」を通じ支那側に對し

在上海日本文武官憲は、三月四日聯盟總會決議の條項に従ひ、支那官憲と交渉を開始するの用意がある、前線に於ける事態に鑑み、速に對敵行動の完全なる中止の爲の決定的協定に達し、且其上にて日本軍撤收の爲の取極を審議決定することの緊急なる旨を申入れた。

然るに三月十日支那側は英國公使を通じ

支那國政府は、三月四日の聯盟總會の決議條項並顔代表の陳述したる

- 一 停戦交渉は單に戰鬪の決定的中止及日本軍の完全なる撤去にのみ屬する事項に局限せらるゝこと。
- 二 右撤去には何等の條件も附せられざることの諒解の下に、日本當局との交渉に入るの用意を有する。

旨を回答して來た。

聯盟總會に於て顔代表の陳述したる右の諒解の如きは、何等我が方を拘束するものでないの、帝國は日支共に聯盟總會決議を其儘實行すべき旨

を主義として交渉を開始せんことを主張し、日支兩國間の意見が一致しなかつた。

停戦基本協定の討議並其成立

三月十四日に至り、英國公使の斡旋に依り、同日夕刻英國總領事館に於て非公式の會合を催し、重光公使、外交次長郭泰祺並英、米、佛、伊四國公使列席の上意見を交換の結果

一 支那軍は後日の決定ある迄現在地點に留まるべきこと。

二 日本軍は一月二十八日事件勃發前同様、共同租界内及租界外周道路（虹口區域に於て）迄撤退すること。

但日本軍宿營の關係上、一部は臨時上記隣接の區域に駐らしむることあるべし。

三 中立國人員を含む共同委員會に依り、相互の撤退を監視せしむるものとす。

他の問題には一切觸れざるものとす。

（支那政府の承認を條件として）左の如く協定を見たり。

上記諸件に關する確實なる協定成立せば、支那側は一月二十八日吳市長發書翰（排日取締の件）の引續き有效なることを自發的に承認す。

の基本協定の成立を見るに至り、各、本國政府の請訓を仰ぐに至つた。

帝國政府は右基本協定第三を

「日支及主要關係列國の委員より成る共員委員會は、第一項に依る支那軍の現位置停留

及第二項に依る日本軍の撤收を確め、且日本軍撤收地域の警備に關し適當の「アレンヂメント」を爲すべし」

と修正の上準備會議を進むることゝした。

三月十九日、二十一日の兩日非公式會議を開き、前回同様の顔觸にて會談し、右基本協定に關し意見の交換をしたが、逐條大に論議せられ就中帝國は第二項但書につき、日本軍の兵數等に鑑み、當分駐留すべき區域には、吳淞附近をも含有する事並第三項の日本軍の撤收後に於ける空閒地域の秩序維持につき、外國人をも安堵せしむるの方法に關し、特に強調する處があつた、支那側は日本軍撤收方法、其時期に關し執拗に明示を望みしが結局左の如く基本協定を立案した。

○ 日支間の戰鬪行爲中止を決定的ならしむべきこと並日本軍の撤收は左記條項に従ひ規律

せらるべきことを協定す。

一一

一 支那軍は後日の協定の成立を見るまで、其現在の位置に留るべく、支那側當局は右位置を明示すべし、若し右に關し何等の疑義生ずるときは參加友國代表者にて、問題となれる位置を確定すべし。

二 日本軍は千九百三十二年一月二十八日の事件前の通り、共同租界並虹口地區の租界外擴張通路に撤收すべし、但收容せらるべき日本軍の兵數に鑑み、其若干は臨時上記地域に隣接の箇所に駐屯せざるべからざるべきことを認む。日本側當局は右箇所を明示すべく、若し右に關し何等の疑義生ずるときは、參加友國代表者にて問題となれる箇所を確定すべし。

三 相互の撤收を確認する爲、參加友國代表者を委員として含む、混合委員會を設置すべし。

右委員會は亦撤收する日本軍と之に代り到來する支那警察との間の、接收手續に協

力すべし。

右委員會の構成並執務手續は、別添附屬書に於て明示せらるゝ通りとす。

附屬書

混合委員會は十二名即ち日支兩國政府及三月四日の國際聯盟總會決議に基き、交渉を援助すべき友國の代表者たる在支米、英、佛、伊各外交代表の出す夫々一名宛の非軍人及軍人たる代表者より構成せらるべし、混合委員會の委員は、委員會の決議に基き臨時必要と認むる數の補助員を使用す、執務手續に關する一切の事項は、委員會の裁量に委し委員會の決議は、多數決に依り委員長は決定投票權を有す、委員長は委員會に於て參加友國を代表する委員中より之を選舉すべし。

議事錄又は別個の支那政府自發的宣言、

一般的狀況を緩和にし、且當該地域に於ける安定及正常狀態の迅速なる回復を確保する爲、支那政府は速に自發的に上海租界附近の撤兵地域に於ける治安維持の爲、

特別警察隊（之が爲幹部及訓育者採用の意図なり）を設くるの意志あることを茲に通告す

協定第三項の末尾より二番目の文に掲載せられたる、到來すべき支那警察とは前記特別警察隊たるべきものと了解せらるべし。

正式會議開催

日支兩軍停戰正式會議は三月二十四日午前十時より、英國總領事館に於て開催せられ、日本側は

植田師團長

重光公使

田代上海派遣軍參謀長

島田第三艦隊參謀長

隨員陸、海、公使館より數名

支那側は

戴載中將（淞滬警備司令）

黃強中將（十九路軍參謀長）

郭泰祺（外交次長）

隨員數名

中立國側よりは英、米公使、伊國代理公使、佛國公使代理書記官及四國武官列席し、植田中將より商議は曩の準備會議に於ける基本協定を基礎とし、之に必要な條件を加へて討議するを要すと述べ、支那側に於て何等か具體的案文の準備ありや否やを尋ねたるも、支那側は種々考慮しある點はあるも、今具體的案文なき趣なるにつき、日本側に於て立案せし左記停戰協定案を基礎として討議を進むこととなつた。

左記

日支兩軍停戰協定案

上海停戰協定の成立と其經緯

日支兩軍は左の通り協定す

第一條 日支兩軍は一九三二年〇月〇日午前〇時より一切の戦鬪行爲（便衣隊の活動を含む）を停止す

停戦中日支兩軍は各、他方の名譽を毀損し、或は民心を刺戟するが如き一切の言動を爲さざるへし

第二條 支那軍は後日の取極ある迄其現駐の地點に留るべし

前項の地點は附屬書第一の通りとす

第三條 日本軍は一九三二年一月二十八日の事變前に於けるが如く、租界及虹口方面にある租界外擴張道路に撤收すへし

尤も收容せらるべき日本軍の數に鑑み、前記地域の附近の地方にも當分の間駐屯せしめらるべきものとす

前項の地方は附屬書第二の通りとす

第四條 兩軍の撤收を認證する爲參加友好國を代表する委員を含む共同委員會を設置すへし

右委員會は撤收日本軍より交代支那警察への引繼に關しても協力す可し、右委員會の構成及手續は附屬書第四の定むる所に據る

第五條 日支兩軍は停戦實行の確否を監視する爲、必要に應し主要の地點に對し飛行機に依る偵察を行ふことを得

右偵察に使用する飛行機は左に定むる標式を附せらる可し

日本軍使用のもの
支那軍使用のもの

第六條 日支兩軍の何れか一方が、本協定及附屬書に定むる條項に違反する場合他の一方は本協定遵守の義務なきものとす

第七條 本協定は其調印の日より效力を生すへし

附屬書第一

協定第二條支那軍の現駐の地點は左の通りとす

(支那側に於て決定すべきも常熟、崑山、松江の線と豫定す)

附屬書第二

協定第三條日本軍の撤收の地方は左の通りとす
吳淞、大場、江灣、閘北の各地方

附屬書第三

一 附屬書第二に定むる地方への日本軍の撤收は、本協定實施の日より一週間以内に開始するものとす。若し患者病馬發生したる場合には、衛生機關（若干の護衛兵を附す）と共に一時現駐地に殘留することあるべし。

右に對しては支那官憲は保護を與ふべし。

二 日本軍の撤去せる地域は、支那側に於て本協定調印後〇日以内に協定第四條第二

項に定むる交代特別警察隊を配置すべし。

附屬書第四

共同委員の件基本協定に示せる通り

支那政府の特別聲明は基本協定の通りとし協定成立前又は之と同時に發せらるべきものとす。

斯くて三月二十四日より四月十日及五月初旬に至る間、十數回の正式會議を開催し、又支那現駐地點、日本軍の第一次の撤收地點協定の爲には別に日支兩國武官を以て、小委員會を作り、之に英、米、佛、伊國武官參與して屢次會見を重ね、協定案の逐條につき審議を重ね討論を續けたが、當初は日支兩國の意見に多大の扞格があつて、會議は決裂すべしと噂せられ、到底其續行は困難なりと認められたが、四國公使殊に英國公使の斡旋調停に依り會議は逐次進捗することを得た、而して英公使は日支兩國の論據に基き之を折衷したる協定案を再度提議し、之に基いて討議を進めた。

日支兩國の主張

今論議の要點に關し逐條述べると大要左の通りである。

第一條 ○月午前○時より戰鬪行爲を停止する件に就き、支那側は既に事實上戰鬪行為を中止しある現況に於ては、其必要を認めずとて之が削除を提議したるも、帝國代表は現下戰鬪行爲の中止は一方的宣言にして、協定に於て日支兩國共に規定するにあらざれば、完璧を期する所以にあらざる旨を說破し、原案を承認するに至つたが便衣隊の件に就ては支那側は、そは軍隊にあらざるを以て其活動を中止せしむることは、指揮下になき關係上不可能なりと強辯せしも、帝國側は便衣隊の活動が組織的にして、統一せる指導に依る點並軍隊との關係ある點を幾多の實例を擧げて詰問し、支那側は便衣隊の存在せしことは認むるも、自己軍隊の面目上極力此文字の削除を固執し、更に彼我の間に便衣隊に關する幾多の論議ありがあつた名譽毀損、民心刺戟の件につき、支那側は之等は政治問題なれば茲に之を議するの必

要なしと回避し、帝國側は軍隊自體に關する問題にして停戰を確實ならしむる重大なる要素なりと、說得に努めたるも議論の一一致を見ない

英國代表は仲裁案を出し、其一項として「日支兩軍は 月 日より一切の戰鬪行為を完全に停止す」との趣旨を挿入しては如何と提議し、帝國は原案の如く具體的に規定するの必要を論述したが、結局「一切の有ゆる形式の戰鬪行爲を停止する」と、し、便衣隊の行動等は右文意に含ましむる諒解の下に決定し、且共同委員會が停戰の疑義に關し適當の措置を探ること、し解決した。

第二條 支那軍は後日取極あるまで現駐地に留る云々は、支那側は將來餘儀なく上海附近非武装地帶設置の前提となるを虞れ、苟も自國の領域内に於て自軍の行動を制限するが如き規約は、主權を侵害するものなりと稱し容易に應せなかつたが、帝國は少くも上海事件一切解決するに至るまで、支那軍が上海附近に接近するは斷じて許容し難く、且右條文は基礎案に於て既に協定済なることを根據として、嚴に之

が明記を主張し、結局支那側は永久的に自國軍の行動を束縛するものにあらざることを諒解し満々之に應じた

支那現駐地點は第一回の會議に於ては、蘇州河以北は概ね安亭、太倉、滸浦鎮各東側の線を指示し、蘇州河以南は、會議第二日に於て該地方は戰鬪せざりし地域なれば、現駐地點を示すの要なしと言ひ張りしも、論議の末遂に華曹鎮（江橋の對岸）虹橋鎮、龍華鎮の三點を指示し、之は線にあらずして單に軍隊の最前駐屯地を示すものなりとて、四國武官も之を是認して之以東へは兵を移動せしめずと保證した、然るに支那側は後に至りて「支那軍の留るべき地點を示すのは、實際戰鬪の行はれたる地域に限る」ものにして、蘇州河以南及浦東は本協定以外なりと主張し、帝國は斯くの如きは第一條にも關係し殊に黃浦口東側地區は、日本軍の側背を安全ならしむる爲にも、又居留民保護の爲にも重大なる關係あるを以て、支那軍の位置を規定せざるべからずと主張し、支那側また日本側の主張せらるる危險は、事實に

於て支那軍は過去將來共に積極的行動に出でざるにより、其憂なしと言ひ張り佛國公使代理より折衷案出でたるも纏らず、蘇州河南方及浦東方面の地點を指示することは支那は頑強に拒否したが、結局一定地域内には支那軍は進出せざる旨の信書を四國武官に手交することゝし落著した。

第三條 本條に於ては支那の最も重要視しあるは、日本軍撤收の「プログラム」にして之に關し何等規定なきを以て

- 一 日本軍の撤去
- 二 共同租界及擴張道路へ撤收完了期日
- 三 前項附近に殘駐する期間及地點

を明示すべきことを申出で、附屬書の討議に入り、日本軍の撤收は停戰實施の日より一週間以内に開始する件は、支那側尙之を短縮することを懇望せるも、論議の末原案に同意し、患者病馬を殘置する件は之に護衛兵を附する點に於て、支那側は難色あ

り、結局患者發生したる場合には、共同委員會が其世話を引受くることゝし、日本軍は若干の衛生機關を附し支那官憲之を保護することゝなつた、軍の第一次撤收線に就ては田代、黃兩委員の小委員會にて、之を獅子林、楊行、大場、眞茹の線を指示せしに黃委員は不同意を稱へ、一般委員會に之を持出し、支那側は日本側に於て永久占據の底意あるやに邪推し、而も内政關係もあり之を動機として到底妥協の見込なしとし、爾後の會商打切りを表明し會議は一時決裂に瀕せんとせしも、四國公使之を慰留し會議を續行し得たのであつた、元來獅子林、大場、眞茹の線は軍の兵數に鑑み宿營等の便宜上之を指示したのであるが、支那側は之を以て會議決裂の責を日本に嫁せんとするの風濃厚であるので、日本側は多少の不便を忍ぶも、此際斯くの如き問題を以て、會議を決裂せしむるを欲せず、當分駐屯すべき地域として先きに協定たる吳淞、江灣、閘北地方を指示し、四國武官亦大體之に同意せしも支那側は之に應じない、元來支那側は本條を極めて狹義に解釋し、一時租界外に帝國軍の駐屯

すべき地點を極力阻止するの態度に出で、殆ど會議毎に本問題の論争あつたが帝國は、將來攻防の場合を顧慮し最大限の讓歩をなし、結局吳淞附近に一地區、江灣附近に於ては其東北方に一地區、閘北方面に於ては、松滬鐵道西側地區に三角形を成す一地區、租界東北方に一地區を認めしめた。

日本軍の第一次撤退完了期は、當初六週間とせしも支那側の希望もあり四週間として落著した。

「當分の間」即ち第一次撤收より租界内及延長道路内に撤收を完了する時期に關し、支那側は當分の間なる意味を、努めて短く規定して民心の安定、平穩狀態の恢復を速かならしめたしとて、其期間を明示することを極力主張したるも、帝國は字義の如く固より永久に租界外の地域に留るの意志なく、一時的の事象なりと應酬し、更に支那側は第三條の重點は、租界及擴張道路への撤退にありて、附屬書には單に第一次撤收を規するのみにて此點に觸れあらざるを以て、「當分の間」を時間的に明示

することを執拗に主張したるも、帝國は一に當時の事情に依るもので、今直に之を明示し得ざる所以を反覆説示したが議論盡きず、而して本件は支那側に於て最も重要視しある所で、會議毎に論議を重ね双方とも譲らず、遂に帝國は撤收に關する一の聲明を爲すこととの英妥協案に對し、之を最後案として互讓の態度を示したが、支那側は内政上の問題もあり英案にても満足せず、飽くまで期限を明確に示すことを要求し、本件を國際聯盟に持出し其判決を仰ぐと敦勵いて居つたが、遂に聯盟殊に小國代表に縋り、何等か會議を有利に導かんとする巧利的打算もあり、四月十一日本件を聯盟繼續委員會に報告し、責任を聯盟に轉嫁し、局面打開の策を講ずるに至り、愈々其不信任を暴露した。

第四條 に就ては附屬書に示せる、引繼日限に關する件は、支那側之を削除せんことを主張し、英國案に依り解決した。

第五條 飛行機の件は支那側は、基本協定以外の事項にして停戰實行の監視は、共同

委員に委すれば足る、加ふるに誤解と疑惑とを招く虞ありとて反対し、帝國は基本協定を確定的ならしむる爲、必要にして協同委員會の主任務は、撤收を確認するに在りて、停戰をも確認し得るものでない、又本條に依りて却て諒解を一掃し得べしと反駁し、結局共同委員が所要に應し、空中偵察の爲の措置を執ることを得る旨の英國公使案に落著くに至つた。

第六條 支那側は其必要を認めざるのみならず、之を存置することに依り誤解を生ずべしと反対し、且停戰は既に實行せられあるを以て、本會議に於ては日本軍の撤收を協定すれば足れりとて、日、支兩國に意見の扞格あるを明にし、結局英公使案に依り共同委員に一任することになつた。

第七條 に關しては正文に英文を加ふることに訂正せらる。

以上の如く停戰會議に於ては、帝國は銳意其成立を圖る爲、努めて互讓の態度に出で、今や日支共に協定の成案を得んとせしに、支那側は前述の如く上海停戰會議は、決裂し

たりとて國際聯盟に訴へ、其干涉に依り局面打開を企圖し、以て會議の遷延策を探り、延いては國內問題の緩和を策せんとし、其の不信行爲たるや毎々ながら驚くべく、四國公使側も啞然たるものあり。爲之上海停戰會議の續開は一時其見込なきに至つた。

聯盟繼續委員會の開催

上海停戰會議を聯盟繼續委員會に移牒すべき支那側の提訴に對し、聯盟に於ては停戰交渉は、三月四日聯盟總會決議に依り、飽くまで現地に於て日支兩國に依り、商議を續行せらるべきであるとの態度を明にし、支那側の要求を一蹴したのであつたが、急に支那の宣傳策動に乗せられ、從來の態度を一變し、聯盟繼續委員會は上海停戰交渉に關與するに至つた。

而して四月十六日、十八日、十九日、日支兩國を除く非公開繼續委員會に於て、停戰交渉問題に關する討議を重ねたが、帝國に好意を有する大國側と、純理觀念論に立脚する小國側との間に種々折衝を重ねたるも、多數を擁する小國側の意見遂に採用せらるゝに至

り、十九日採用したる決議案は左の如きもので帝國の意志に反するものであつた。

左記

十九人委員會決議

特別委員會は

一 停戰を確定的にし、日本軍の撤收を律すべき取極の締結の爲、上海兩租界に特別の利害關係を有する、列強の陸海及文官當局の助力の下に、日支代表者に依り商議開始せらるべきことを、三月四日及十一日の聯盟總會決議が勸告せることを考慮し

二 三月四日及十一日の聯盟總會決議に於て考慮せられる取極は、現地に於てのみ締結せられ得るに依り、商議者に代理するは特別委員會のなすべきところにあらざる一方、右商議に代表せらるゝ有らるゝ列強は、若し商議の進行中又は上記取極の實行中に於て、重大なる困難生ずるときは、右困難を「聯盟總會の爲且其監督の下に職務を行ふ」特別委員會に通知する資格あることを考慮し

- 三 當事國は何れも上記聯盟總會兩決議に合致せざる條件を強調する資格なきを以て、商議は右兩決議に従ひ續行せらるべきことを考慮し
- 四 特別委員會に通報せられ、且兩當事國の受諾せる停戰協定案の諸條を見たるを以て
- 五 右諸條が上記兩決議の精神に合致することを考慮す。
- 六 上記停戰協定案第三條に依り、日本國政府が千九百三十二年一月二十八日の事件前に於けるが如く、共同租界並租界外道路に、其軍隊の撤收を行ふことを約し居ることを特に注意に留む。
- 七 右撤收が近き將來に於て行はるゝことは、三月四日及十一日の聯盟總會の精神に従へるものなることを宣言す。
- 八 三月四日の決議は、日本軍が全部撤收せられたるときに於てのみ、全く従はれるることゝなることを宣言す。
- 九 停戰協定案は、中立國委員を含み相互の撤收を認證し、且日本軍撤收後直に引繼を受くべき、交代支那警察への撤收日本軍よりの引繼の取運に、協力すべき共同委員會の設置に關し、規定を設けることを注意に留む。
- 十 右委員會は其決定に従ひ、其最良と認むる方法に依り、第一條第二條及千九百三十二年一月二十八日の事件前に於けるが如き、日本軍の完全なる撤退に關し、規定を設くる第三條の實行を見守るべきことを満足を以て注意に留む。
- 十一 停戰協定案第一條第二條及第三條の實行を見守るべき、委員會の協定案第四附屬書中に定められたる權力は、日本軍隊の完全撤收が合理的に實施せられ得べき時期が、到來せることを當事國の一の請求に依り宣言する權限を含むとの意見を有す。」委員會の一切の決定は、全員一致なるべきことを望むも、若し全員一致が得られざるときは、上述第四附屬書の規定に依り有效なる決議は、多數決に依りなさるべく議長が決定投票を有すべきことを認む。
- 十二 商議の速なる成立に達せんが爲、係爭當事國に對し目下停頓中の商議再開を熱

心に勧告し、上海兩租界に特別の利害關係を有する諸政府に右目的の爲其斡旋を續くことを求む。

十三 三月四日及十一日の決議に定めらるゝ如くに、商議成立に到達することなき限り、問題は再び聯盟總會に提起せらるべきことを特に指摘す。

十四 上海兩租界に特別利害關係を有する列強政府に對し、混合委員會が其職務執行に依り有すべく、且其各の右委員會に於ける代表者に依り、之等政府に供給せらるべき情報を、國際聯盟に轉達することを求む。

右決議案の内容に於て、第七項は帝國軍の駐屯は上海附近の平常狀態回復を條件とする一時的なるの趣旨に反して居る、又第八項は帝國軍の最後的撤收は飽くまで、上海の永久的安全保障の確立された後にあらざれば實行不可能である、殊に第十一項は混合委員會の權限を擴大し、帝國軍の最後撤收時期の認定權を同委員會に附與せんとするもので、之は帝國の自衛權の發動に依る自主的出兵に對し容喙し、而も帝國軍の統帥權に關與せ

んとするものであつて斷じて容認し得ざる所のものである、又第十三項は明に三月四日の決議に反し、帝國が最初より主張したる現地交渉の原則を破壊して居るもので、帝國政府の到底許容し得ざるものたるを以て、帝國は其内示に方り、斷然之を拒絕した。

右帝國の態度を觀取した聯盟側に於ては、帝國との衝突回避を顧念し、決議案を修正したる各種妥協案を提起し、帝國代表との間に折衝せられたが、帝國は帝國軍の撤收は自主動的にして決して混合委員會等の干涉を受くべきものにあらざるを主張し、容易に決せざりしも、駐支英國公使は現狀に即したる一の妥協案の提出に依り、帝國は從來の方針に合致するものと認め、之に同意したのである。

日支兩國政府の内諾を得たる英公使案は、聯盟總會の決議として之を採擇せんとし、四月三十日特別總會開催せられたが、帝國政府は從來より聯盟規約第十五條の適用に關しては留保の態度を持つたのであるから、決議に方り棄權したが、固より本決議に依り將來帝國の行動を拘束せざることを明確にしたのである。

聯盟總會に於て採擇せられた決議案は、「特別委員會」を「總會」とする等若干の文字を改訂したる外前掲十九人委員會に於ける決議案第十一項を左の如く修正したものである。

「十一 協定第一條第二條及第三條の實行を看守すべき使命を有する委員會は、協定案第三附屬書に定められたる權限の結果、上掲諸條の何れかの實行上の一切の懈怠に付、右附屬書規定の方法に依る決定に従ひ、注意を喚起することを得るの事實を領知す。」

停戰協定の成立

此間上海に於ては、停戰正式會議は停頓開催を見なかつたが、四國公使殊に英國公使との間には非公式會見行はれ、協定案成立に協力し所謂「ランブソン」公使の妥協案を得るに至つたが、四月二十九日天長の佳節に於ける爆彈事件に依り、我代表傷き會議の前途に至つた。

停戰協定は左の通りである。

第一條 日本國及中國の當局は既に戦鬪中止を命令したるに依り、昭和七年五月五日より停戰が確定せらるゝこと合意せらるゝ、雙方の軍は其統制の及ふ限り一切の且有らゆる形式の敵對行為を、上海周圍に於て停止すへし、停戰に關し疑を生するときは右に關する事態は參加友好國の代表者に依り確めらるへし

第二條 中國軍隊は本協定に依り、取扱はるゝ地域に於ける正常狀態の回復後に於て追て取極ある迄、其現駐地點に止まるへし、前記地點は本協定第一附屬書に掲記せらる

第三條 日本國軍隊は昭和七年一月二十八日の事件前に於けるか如く、共同租界及虹口方面に於ける租界外擴張道路に撤收すへし、尤も收容せらるゝ日本軍隊の數に鑑み、若干は前記地域の附近の地方に當分の間駐屯せしめらるゝものとす、前記地方は本協定第二附屬書に掲記せらる。

第四條 相互の撤收を認證する爲、參加友好國を代表する委員を含む共同委員會を設置すへし、右委員會は又撤收日本國軍より交代中國警察への引繼の取運に協力すべく、右中國警察は日本國軍の撤收するとき直に引繼を受くへし、右委員會の構成及手續は本協定第三附屬書の定むる通りなるへし

第五條 本協定は其署名の日より實施せらるへし

本協定は日本語、中國語及英吉利語を以て作成せらる、意義に關する疑又は日本語、中國語及英吉利語の本文の間に意義の相違あるときは、英吉利語の本文に據るべし
昭和七年五月五日上海に於て之を作成す

(日本國及中國代表 署名)

同席者として

昭和七年三月四日の國際聯盟總會決議に従ひ商議に助力する友好國代表者

(外國外交代表者 署名)

第一附屬書

本協定第二條に定むる中國軍隊の地點左の如し

附屬縮尺十五萬分の一郵政地圖上海地方參照

安亭村の正南方蘇州河上の一地点より、北方安亭村の直ぐ東方の「クリーク」の西岸に沿ひ、望仙橋に至り、次て北方に「クリーク」を越え沙頭の東方四キロメートルの一点に至り、次て北西方楊子江上の滸浦口に至り且之を含む

右に關し疑を生ずるときは、問題の地點は共同委員會の請求に依り、共同委員會の委員たる參加友好國の代表者に依り確めらるへし

第二附屬書

本協定第三條に定むる地方左の如し

前記地方は甲、乙、丙及丁と標記せる附屬地區に區割せらる、右は第一、第二、第三及第四地域として引用す

第一地域は甲地圖に示さる(一)本地域は吳淞鎮を除外すること(二)日本國側は淞滬鐵道又は其工場の運用に干渉せざるへきこと合意せらる

第二地域は乙地圖に示さる國際競馬場の、北東方約一哩に當る中國人墓地は、日本國軍隊に依り使用せらるへき地域より、除外せらるゝこと合意せらる

第三地域は丙地圖に示さる、本地域は曹家宅村及三友織布工場を除外すること合意せらる

第四地域は丁地圖に示さる、使用せらるへき地域は、日本人墓地及之に至る東方通路を含むこと合意せらる

右に關し疑を生ずるときは、問題の地方は共同委員會の請求に依り、共同委員會の委員たる參加友好國の代表者に依り確めらるべし

右に示さる、地方への日本國軍隊の撤收は、本協定の實施より一週間以内に開始せらるべき且撤收開始より四週間に完了せらるべし

第四條に依り設置せらるべき共同委員會は、撤收の際引揚げ得ざる患者又は傷病動物の看護及其後の引揚に付必要な措置を講すべし

右患者又は傷病動物は、必要なる衛生人員と共に之を其現在地點に残置することを得、中國當局は右に對し保護を與ふべし

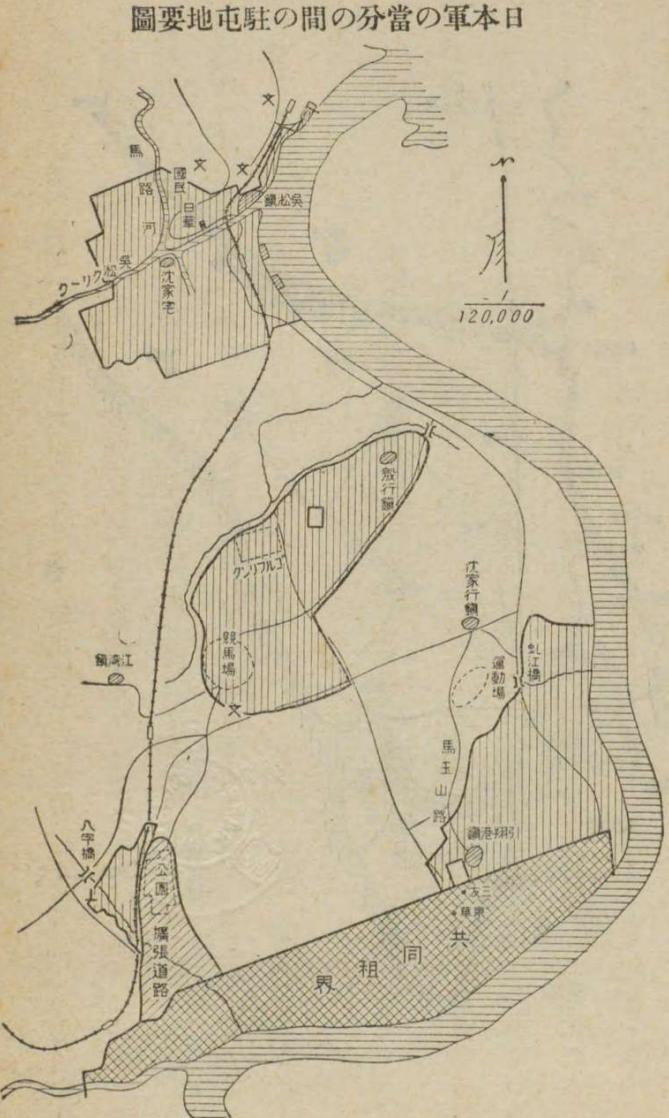
第三附屬書

共同委員會は十二名の委員即ち日本國及中國の政府並三月四日の國際聯盟總會決議に從ひ、商議に助力する友好國の代表者たる米國、英國、佛國及伊國の中華駐劄外交代表者の各の代表者たる、文官及武官各一名を以て構成せらるべし、共同委員會の委員は其隨時必

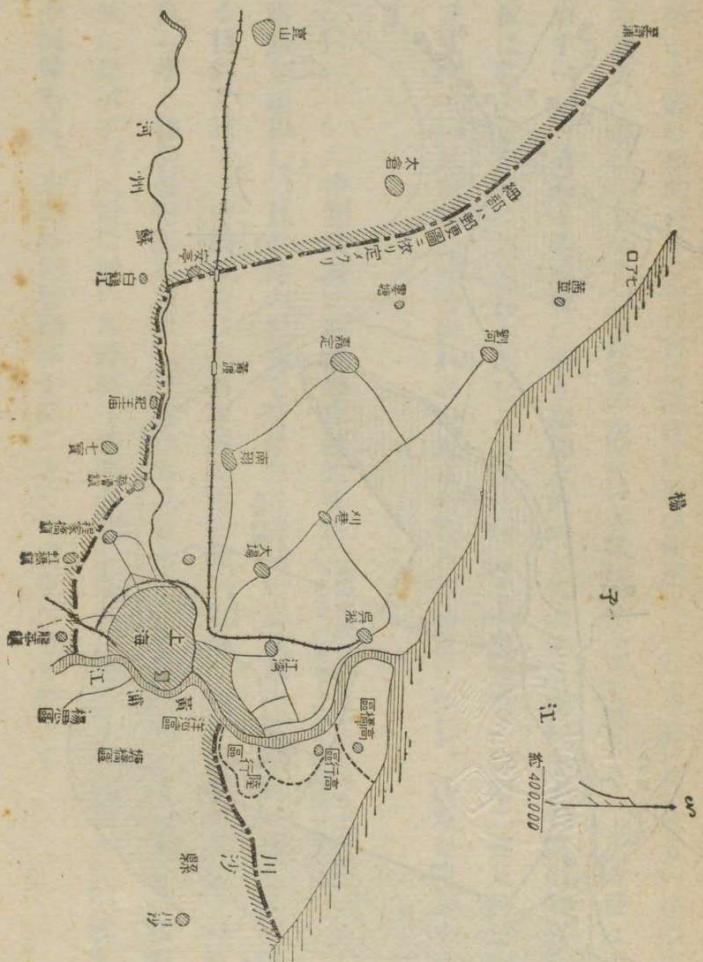
要と認むる數の補助員を、委員會の決定に従ひ使用すべし、手續に關する一切の事項は委員會の裁量に委ねらるべき、委員會の決定は多數決に依りて爲ざるべき、議長は決定投票權を有すべし、議長は委員會に依り參加友好國を代表する委員中より選出せらるべき。委員會は其決定に従ひ其最良と認むる方法に依り、本協定第一條第二條及第三條の實行を看守すべく、且前記三條の何れかの規定の實行の懈怠に對し、注意を喚起するの權限を有す。

中國政府の別個の自發的宣言（本協定成立前又は之と同時に發出せらるべきも本協定に附屬せず）

一般事態を緩和し、且事件の影響を受けたる地域の安定及正常狀態の速なる回復を確實にする目的を以て、中國政府は上海租界附近の撤兵地域に於ける平和及秩序の維持の爲に、自ら進で特別警察隊を設置し、其幹部及教官として専門家を招聘するの意嚮あることを茲に表示す、上海に於ける停戰の爲の取極に従ひ、撤收日本國軍より引繼を受くる交代中國警察は、前記特別警察隊を以て之に充當すべきものとす。



支那在現の兵備且つ爾後侵入せざる区域の要圖



停戰協定案討議推

| 基本協定案 | | 停戰協定案 | | 停戰協定案 | |
|--|--|--|---|---|--|
| 帝國政府ハ右基本協定 ノ委員ヨリ成ル共同委員會ハ第一項ニ依ル支那ノ現地位停留及第 第三ヲ | | 第一條 日支兩軍ハ昭和七年三月 午前時ヨリ一切ノ戰闘行爲中止ヲ決定的 ラシムルコト並日本軍ノ撤收ハ左記條項ニ從ヒ規律セラルヘキコトヲ協定ス | | 第一條 日支兩軍ハ昭和七年三月 午前時ヨリ一切ノ戰闘行爲便衣隊ノ活動ヲ含ムヲ停止ス停戰中日支兩軍ハ各々他方ノ名譽ヲ毀損或ハ民心ヲ刺載スルカ如キ一切ノ言動ヲナササルヘシ | |
| 修正案 | 三 中立國人員ヲ含ム共同委員會ニ依リ相互ノ撤退ヲ監視セシムルモノトス | 二 日本軍ハ一月二十八日事件勃發前同様共同租界内及租界外周道路（虹口區域ニ於テ）迄撤退スルコト 但日本軍宿營ノ關係上一部ハ臨時上記隣接ノ區域ニ駐ラシムルコトアルヘシ | 一 支那軍ハ後日ノ決定アル迄現在地點ニ留ルヘキコト | 一 支那軍ハ後日ノ協定成立ヲ見ル迄其現在ノ位置ニ留ルヘシ 支那側當局ハ右位置ヲ明示スヘシ、若シ右ニ關シ何等ノ疑義生スルトキハ參加友國代表者ニ於テ問題ト爲レル位置ヲ確定スヘシ | 第一條 日支兩軍ハ昭和七年三月 午前時ヨリ一切ノ戰闘行爲便衣隊ノ活動ヲ含ムヲ停止ス停戰中日支兩軍ハ各々他方ノ名譽ヲ毀損或ハ民心ヲ刺載スルカ如キ一切ノ言動ヲナササルヘシ |
| 附屬書 | 三 相互ノ撤收ヲ確認スル爲參加友國代表者ヲ委員トシテ含ム混合委員會ヲ設置ヘシ 右委員會ハ撤收スル日本軍ト之ニ代來スル支那警察トノ間ノ接收手續ニ協力スヘシ、右委員會ノ構成及手續ハ別添右附屬書ニ於テ明示セラルル通ス | 二 日本軍ハ一千九百三十二年一月二十八日ノ事件前ノ通り共同租界並虹口地區ノ租界外擴張道路ニ鑑收スヘシ 但收容セラルヘキ日本軍ノ兵數ニ鑑ミ、其若干ハ臨時上記地域道路ニ隣接ノ箇所ニ駐屯セサルヘカラサルヘキコトヲ認ム。日本側當局ハ右箇所ヲ明示スヘシ、若シ右ニ關シ何等ノ疑義生スルトキハ參加友國代表者ニ於テ問題トナレル箇所ヲ確定スヘシ | 二 日本軍ハ昭和七年一月二十八日ノ事變前ニ於ケルカ如ク租界及虹口方面ニ在ル租界擴張道路ニ撤收スヘシモ收容セラルヘキ日本軍ノ數ニ鑑ミ前記ノ地域ノ附近ノ地方ニモ當分ノ間駐屯セシメラルヘキモノトス前項ノ地方ハ附屬書第二ノ通りトス | 第二條 支那軍ハ後日ノ取極アル迄其現駐ノ地點ニ留ルヘシ 前項ノ地點ハ附屬書第一ノ通りトス | 第二條 支那軍ハ後日ノ取極アル迄其現駐ノ地點ニ留ルヘシ 前項ノ地點ハ附屬書第一ノ通りトス |
| 第五條 | 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 | 第四條 兩軍ノ撤收ヲ認證スルため參加修交國ヲ代表スル委員ヲ 右委員會ハ撤收スル日本軍ト之ニ代來スル支那警察トノ間ノ接收手續ニ協力スヘシ 右委員會ノ構成及手續ハ附屬書 | 第三條 日本軍ハ昭和七年一月二十八日ノ事變前ニ於ケルカ如ク租界及虹口方面ニ在ル租界擴張道路ニ撤收スヘシモ收容セラルヘキ日本軍ノ數ニ鑑ミ前記ノ地域ノ附近ノ地方ニモ當分ノ間駐屯セシメラルヘキモノトス前項ノ地方ハ附屬書第二ノ通りトス | 第三條 背頭ニ「本協序ニ依リ」ヲ加へ附句ヲ添加ス 「本協定ノ如何ナルモノトス」 | 第二條 支那側ノ保留句ヲ添加ス 「本協定ノ如何ナルモノトス」 |
| 第五條 | 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 | 第四條 第二項ヲ左ノ右委員會ハ撤收日本支那警察ヘノ引繼ニ 右委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ收スルヤ否ヤ引繼タ | 第四條 第二項ヲ左ノ右委員會ハ撤收日本支那警察ヘノ引繼ニ 右委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ收スルヤ否ヤ引繼タ | 第三條 背頭ニ「本協序ニ依リ」ヲ加へ附句ヲ添加ス 「本協定ノ如何ナルモノトス」 | 第三條 支那側ノ保留句ヲ添加ス 「本協定ノ如何ナルモノトス」 |
| 第五條 | 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 | 第五條 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 | 第五條 第二項ヲ左ノ右委員會ハ撤收日本支那警察ヘノ引繼ニ 右委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ收スルヤ否ヤ引繼タ | 第五條 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 | 第五條 日支兩軍ハ停戰實行ノ確 行フコトヲ得 |

帝國二三集

日支兩軍八昭和七年三

第一條 日支兩軍ハ既ニ攻撃停止

第一條 日本國及中國ノ當局ハ既

第一條 日本國及中國ノ當局ハ既

正ス停戦中日支兩軍ハ各々他ノ名譽ヲ毀損ヲ或ハ民心ヲ刺ヘルカ如キ一切ノ言動ヲナサルヘシ

兩軍其統領二屬スル限り一切戦闘行為ヲ停止ス、停戦ニ關スル事態ハ參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルモノトス

切双方ノ軍ハ其統制ノ及ノ限リ
切停且有ラヘル形式ノ敵對行爲
停止スルハシ停シ關ニシタル事態
加友好國ノ代表者ニ依リ確メラ
ルヘシ

ルルコト合意セラル雙方ノ軍ハ其
ソ統制ノ及フ限り一切ノ且有ラニ
ル形式ノ敵對行爲ヲ上海ノ周圍ニ於
テ停止スヘシ連戦ニ關シ疑ニ生
スルトキハ右ニ關スル事態ハ參加
友好國ノ代表者ニ依リ確

日本軍ハ昭和十一年ノ月ニ
八日ノ事變前ニ於ケルカ如張
介又虹口方面ニ在ル租界擴張
此ニ撤收ヘシ尤モ收容セラ
ベキ日本軍ノ數ニ鑑ミ前記ノ
城ノ附近ノ地方ニモ當分ノ間
セシメラルベキモノトス
項ノ地方ハ附屬書第二ノ通り
ハ

第三條 背面ニ一木根定ノ附屬書
第二ニ示サレタル撤收調整ノ順
序ニ依リ「ヲ加ヘ附屬書第二ヲ
第三ニ改ム

第三附屬書ノ調整第ニ付属書ノ順序ニ從ヒ日本國軍隊ハ千九百三十一年一月二十日ノ事變前ニ於ケルカ如ク同界外張道虹口事務所ニ於ケル相收容セラルヘキ日本國軍隊ヨリ鑑ミ若干ハ前記地域ノ附近ノ地方ニ當分駐屯シメラルヘキモノトスモ前記ノ地方ハ本協定第三附屬書ニ掲記セラル

セラルヘルヘキ日本國軍隊ノ數ニ鑑ミ
若干ハ前記地域ノ附近ノ地方ニ當
分ノ間駐屯セシメテルヘキモノト
ス前記地方ハ本協定第二附屬書ニ
掲記セラル

第四條 相互ノ撤收ヲ認證スル爲參
加友好國ヲ代表スル委員ノ含ム共
同委員會ヲ設置スヘシ右委員會
又撤收日本國軍ヨリ交換中國警察
ヘ日本國軍ノ撤收スルトキハ直ニ
引繼フ受クベシ右委員會ノ構成及
手續ハ本協定第三附屬書ノ定ムル
通ナリナルヘシ

第五條 本協定ハ其署名ノ日ヨリ實
施セラルヘシ

本協定ハ日本語、中國語及英吉利
語ヲ以テ作成セラル意義ニ關スル
疑又ハ日本語、中國語及英吉利語
本文ノ間ニ意義上相違アルトキ
ハ英吉利語ノ本文ニ據レバ

日支兩軍ノ停戦實行ノ確
監視スル爲必要ニ應シ主要
點ニ對シ飛行機ニヨル偵察ヲ
ノコトヲ得

第三
卷

第五條 本協定ハ其署名ノ日ヨリ
實施セラルヘシ

（日本國及中國代表 署名）

日支兩軍ノ何レカ一方カ

第六條 削除ス

附屬縮尺十五萬分ノ一郵政地圖上

路ニ撤收スヘシ尤モ收容セラ
ヘキ日本軍ノ數ニ鑑ミ前記ノ
域ノ附近ノ地方ニモ當分ノ間
屯セシメラルヘキモノトス
項ノ地方ハ附屬書第二ノ通り
ス

第三ニ改ム

共同租界及支那前二於ケル如ク
外擴道路ニ撤收スヘシ尤モ
收容セラルヘキ日本國軍隊ノ數
ニ鑑ミ若干ハ前記ノ地域ノ附近ノ
地方ニ當分駐屯セシメラルヘキ
モノトス

前記ノ地方ハ本協定第三附屬書
ニ掲記セラル

兩軍ノ撤收ヲ認證スルタ
參加修交國ヲ代表スル委員ヲ
ム協同委員會ヲ設置スヘシ
委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代
那警察ヘノ引繼キニ關シテモ
力スヘシ

條 條 日支兩軍ハ停戰實行ノ確
ヲ監視スル爲必要ニ應シ主要
點ニ對シ飛行機ニヨル偵察ヲ
ムル標式ヲ附セラルヘシ

委員會ノ構成及手續ハ附屬書
四ノ定ムル所ニ據ル

條 條 本協定ハ其ノ調印ノ日ヨ
效力ヲ生スヘシ

守ノ義務ナキモノトス
守那軍使用ノモノ

條 條 本協定ハ左ノ如ク改ム
協定及附屬書ニ定ムル條項ニ
反スル場合他ノ一方ハ本協定
ムル標式ヲ附セラルヘシ

條 條 本協定ハ左ノ通リトス
(支那軍指定ス)

書第一 協定第二條支那軍ノ
駐ノ地點ハ左ノ通リトス
吳淞、大場、江灣、閘北ノ各
地方

書第二 協定第三條日本軍ノ
收ノ地方ハ左ノ通リトス
施ノ日ヨリ一週間以内ニ開始
右ノ撤收期間内ニ收容シ難キ
者病馬發生シタル場合ニハ衛
機關(若干ノ護衛兵ヲ附ス)ト
シ一現駐地ニ殘留スルコト
ルヘシ

本軍ノ撤去セル地域ハ支那側
於テ本協定調印後 日以降
特別警察隊ヲ配置スヘシ

本軍ノ撤去セル地域ハ支那側
於テ本協定調印後 日以降
特別警察隊ヲ配置スヘシ

本軍ノ撤去セル地域ハ支那側
於テ本協定調印後 日以降
特別警察隊ヲ配置スヘシ

前記セラル
斯前記地方ハ本協定第二附屬書ニ
掲記セラル

相互ノ撤收ヲ認證スル爲參
支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ協
力スヘク支那警察ハ日本軍カ撤
收スルヤ否ヤ引繼クヘシ

右委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代
支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ協
力スヘク支那警察ハ日本軍カ撤
收スルヤ否ヤ引繼クヘシ

第五條 第二項ヲ左ノ如ク改ム
右委員會ハ撤收日本軍ヨリ交代
支那警察ヘノ引繼ニ關シテモ協
力スヘク支那警察ハ日本軍カ撤
收スルヤ否ヤ引繼クヘシ

第五條 第二項ヲ左ノ如ク改ム
右委員會ハ又撤收日本軍ヨリ
交代中國軍警察ヘノ引繼ノ取極
ニ協力スヘク右中國警察ハ日本
受クヘシ右委員會ハ撤收スルトキ
ハ本協定第四附屬書ノ定ムル通
リナルヘシ

第五條 本協定ハ其署名ノ日ヨリ
本協定ハ日本語、中國語及英吉
利語ヲ以テ作成セラル意義ニ關
スル疑義又ハ日本語、中國語及
英吉利語ノ本文ノ間ニ意義ノ相
違アルトキハ英吉利語ノ本文ニ
據ルヘシ

第五條 本協定ハ日本語、中國語及英吉
利語ヲ以テ作成セラル意義ニ關
スル疑義又ハ日本語、中國語及
英吉利語ノ本文ノ間ニ意義ノ相
違アルトキハ英吉利語ノ本文ニ
據ルヘシ

ハ一月二十八日吳市長
發書翰(排日取締ノ件)

ノ引續キ有效ナルコト
ヲ自發的ニ承認ス

一致セル議事錄又ハ別個ノ支那政
府自發的宣言

一般的狀況ヲ緩和シ且當該地域
ニ於ケル安定及正常狀態ノ迅速
ナル回復ヲ確保スル爲、支那政
府ハ速ニ自發的ニ上海租界附近
ノ撤兵地域ニ於ケル治安維持ノ
爲、特別警察隊(之カ爲幹部及
訓育者採用ノ意図ナリ)ヲ設
ルノ意志アルコトヲ茲ニ通告
ス

協定第三項ノ末尾ヨリ二番目ノ
文ニ掲載セラレタル到來スヘキ
支那警察トハ前記特別警察隊タ
ルヘキモノト了解セラルヘシ

附屬書第一 協定第二條支那軍ノ
現駐ノ地點ハ左ノ通りトス
(支那軍指定ス)

附屬書第一同上 (未
右ニ關シ疑ヲ生ス
題トナリタル地點
ノ代表者ニリ確メス)

附屬書第二 協定第三條日本軍ノ
撤收ノ地方ハ左ノ通りトス
吳淞、大場、江灣、閘北ノ各
地方

附屬書第一同上 (未
右ニ關シ疑ヲ生ス
題トナリタル地點
ノ代表者ニリ確メス)

附屬書第三 附屬書第二ニ定ムル
地方ハノ日本軍ノ撤收ハ本協定
實施ノ日ヨリ一週間以内ニ開始
スルモノトス
若シ右撤收期間内ニ收容シ難キ
患者病馬發生シタル場合ニハ衛
生機關(若干ノ護衛兵ヲ附ス)ト
共ニ一時現駐地ニ殘留スルコト
アルヘシ
右ニ對シ支那官憲ハ保護ヲ與フ
ヘシ
日本軍ノ撤去セル地域ハ支那側
ニ於テ本協定調印後 日以内
ニ協定第四條第二項ニ定ムル交
代特別警察隊ヲ配置スヘシ

附屬書第二ニ改ム、附
定ムル地方ハ日本軍
協定實施ノ日ヨリ
開始シ最大限六週間
成ルヘク速ニ完了
ス
第四條ニ依リ設置
同委員會ハ撤收ニ關
キ患者又ハ病馬ノ但
ニ就キ必要ナル處置
ノトス右患者又ハ病
馬衛生人員ト共ニ其
置スルコトアルヘ
ハ支那官憲ハ保護ヲ
得

附屬書第四 協同委員會組成ニ關
スル件故ノ通り
支那政府ノ聲明ハ故ノ通り

附屬書第四
未項ニ左ノ句ヲ加
委員會ハ其決定ニ
ヲ定ムル規定ノ實行
爲必要ト認メラル
ニ於テ參加友好國代
空中偵察ヲ爲ス事
者タル委員ノ助力ヲ
支那政府ノ聲明ハ故

圖要の域地るざせ入侵後爾且すせ在現の兵那支

高坂町(大字)

高坂町(大字)

高

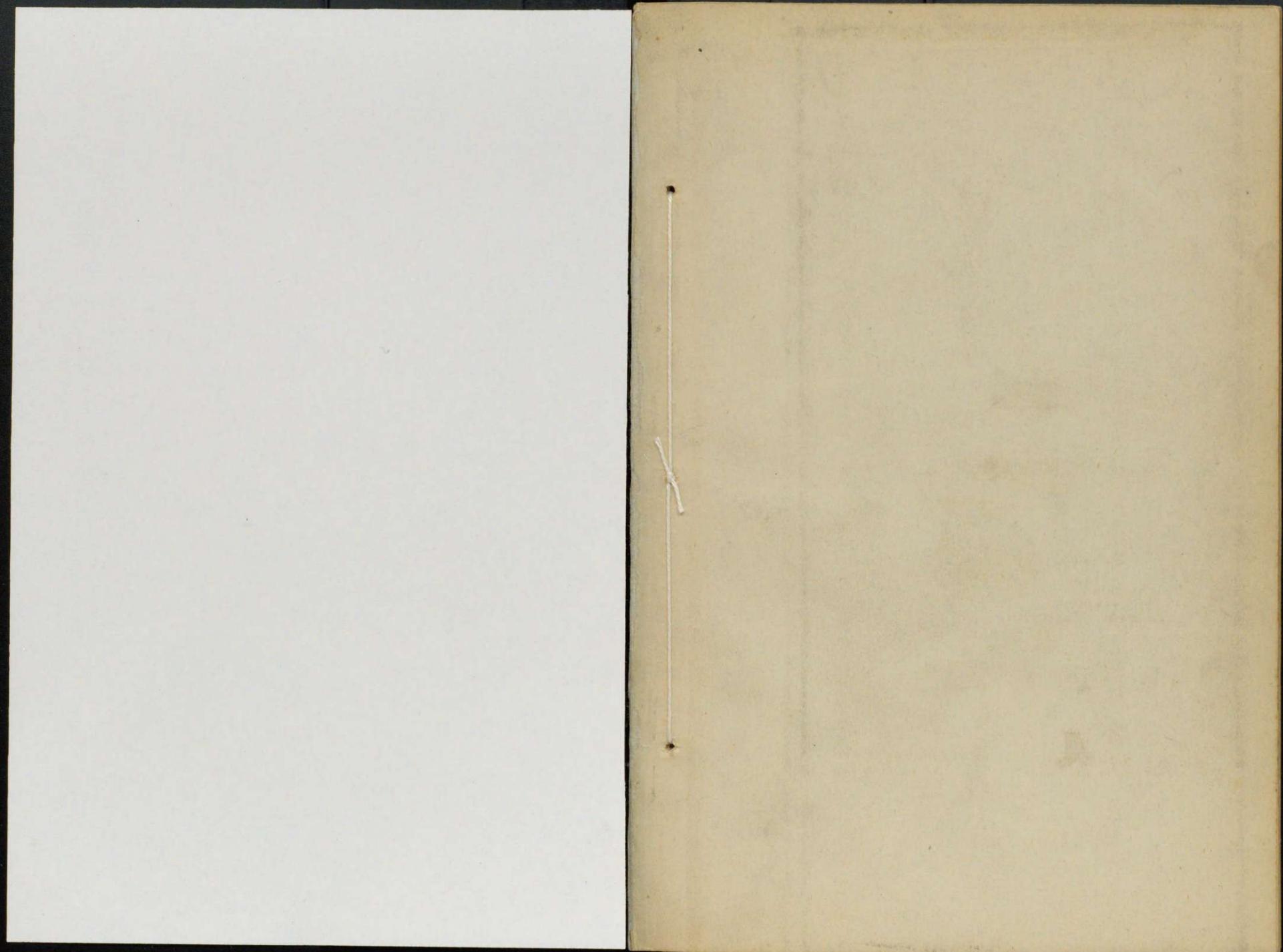
坂

町

大

字

高坂町(大字) 高坂町(大字) 高坂町(大字) 高坂町(大字)

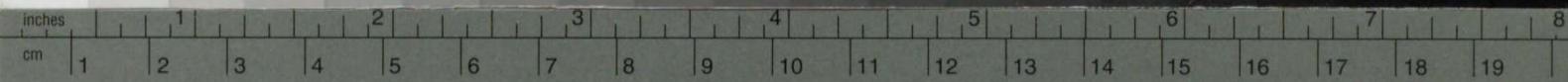


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

